

平成二十八年四月八日受領
答弁第一二二九号

内閣衆質一九〇第二二九号

平成二十八年四月八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出電波法第七十六条第一項に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出電波法第七十六条第一項に関する質問に対する答弁書

一 について

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第七十六条第一項における御指摘の「放送法」に係る部分については、昭和二十五年四月七日の衆議院電気通信委員会において議員から提出された修正案が両議院で可決されたことにより追加されたものと承知しており、お尋ねの「理由」について政府として確定的なことを述べることは困難である。